

熊本市公報

第1457号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次

条例

○熊本市介護給付費準備基金条例(第1号) 456

規則

- 町内自治振興補助金交付規則及び熊本市防犯灯補助金交付規則の一部を改正する規則(第4号) 458
- 熊本市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第5号) 462
- 熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例施行規則の一部を改正する規則(第6号) 463
- 市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則(第7号) 464
- 熊本市火災予防規則の一部を改正する規則(第8号) 467
- 熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第9号) 468
- 熊本市補助金等交付規則の一部を改正する規則(第10号) 469
- 熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則(第11号) 471

訓令

○熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令(第1号) 472

議会議局

○熊本市議会議務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程(第5号) 473

条 例

条例第 1 号

令和 4 年 2 月 2 2 日

熊本市介護給付費準備基金条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市介護給付費準備基金条例

(設置)

第1条 介護保険に係る中期的な財政を調整し、及び事業の安定的な運営を図る資金に充てるため、熊本市介護給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、介護保険会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、介護保険会計歳入歳出予算に計上し、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、介護給付に要する費用、予防給付に要する費用その他の介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規則第4号

令和4年3月2日

町内自治振興補助金交付規則及び熊本市防犯灯補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

町内自治振興補助金交付規則及び熊本市防犯灯補助金交付規則の一部を改正する規則

(町内自治振興補助金交付規則の一部改正)

第1条 町内自治振興補助金交付規則(昭和47年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「補助金」の次に「(以下「補助金」という。)」を加える。

第4条の見出し中「交付」を「補助金交付」に改め、同条中「添えて」を「添付して」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 予算書

第5条の見出し中「交付」を「補助金交付」に改め、同条中「、当該申込者」を「当該町内自治会等の代表者」に改める。

第6条の見出し中「交付」を「補助金交付」に改め、同条ただし書中「町内自治会等」の次に「の代表者」を加え、「申請」を「申込み」に改める。

第7条中「町内自治会等」の次に「の代表者」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 決算書又は決算見込書

第9条を第10条とする。

第8条第1項中「前条各号」を「第4条各号及び第7条各号」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(オンラインによる申請等の手続)

第8条 補助金に関し、次に掲げる手続は、オンライン（インターネットに接続された端末を利用して行う方法をいう。以下この条において同じ。）により行うことができることとする。

- (1) 第4条の規定による補助金の交付の申込み
- (2) 前条の規定による実績報告
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町内自治会等の代表者が行う手続のうち市長が認めるもの

2 前項の規定によるオンラインによる手続は、電子申請システム（オンラインにより補助金の交付に関する手続を行うために用いるシステムとして市長が認めるものをいう。以下この条において同じ。）において、各手続における必要事項を入力し、及び各手続に必要な書類を送信することにより行わなければならないこととする。この場合において、町内自治会等の代表者の本人確認は、あらかじめ町内自治会等の代表者に対して発行した登録番号及び暗証番号を電子申請システムで認証することにより行うこととする。

3 補助金に関し、次に掲げる手続は、電子申請システムを使用してこれらに係る通知等を受け取る旨の町内自治会等の代表者の意思表示があるときに限り、電子申請システムを用いてオンラインにより行うことができる。この場合において、当該手続に係る通知等に記載する事項は、当該手続を書面で行う場合において記載する事項その他必要な事項とする。

- (1) 第5条の規定による補助金の交付の決定
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が行う手続のうち必要と認めるもの

4 第2項後段の規定は、前項の規定によりオンラインにより行われた市長の通知等を町内自治会等の代表者が受領しようとする場合における本人確認について準用する。

（熊本市防犯灯補助金交付規則の一部改正）

第2条 熊本市防犯灯補助金交付規則（昭和48年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中「熊本市防犯灯補助金交付申込書を」を「熊本市防犯灯補助金交付申込書に市長が別に定める書類を添付して」に改める。

第5条中「、当該申込者」を「当該町内自治会等の代表者」に改める。

第7条中「町内自治会等」の次に「の代表者」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 決算書又は決算見込書

第9条を第10条とする。

第8条第1項中「前条各号」を「第7条各号」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(オンラインによる申請等の手続)

第8条 補助金に関し、次に掲げる手続は、オンライン（インターネットに接続された端末を利用して行う方法をいう。以下この条において同じ。）により行うことができることとする。

(1) 第4条の規定による補助金の交付の申込み

(2) 前条の規定による実績報告

(3) 前2号に掲げるものほか、町内自治会等の代表者が行う手続のうち市長が認めるもの

2 前項の規定によるオンラインによる手続は、電子申請システム（オンラインにより補助金の交付に関する手続を行うために用いるシステムとして市長が認めるものをいう。以下この条において同じ。）において、各手続における必要事項を入力し、及び各手続に必要となる書類を送信することにより行わなければならないこととする。この場合において、町内自治会等の代表者の本人確認は、あらかじめ町内自治会等の代表者に対して発行した登録番号及び暗証番号を電子申請システムで認証することにより行うこととする。

3 補助金に関し、次に掲げる手続は、電子申請システムを使用してこれらに係る通知等を受け取る旨の町内自治会等の代表者の意思表示があるときに限り、電子申請システムを用いてオンラインにより行うことができる。この場合において、当該手続に係る通知等に記載する事項は、当該手続を書面で行う場合において記載する事項その他必要な事項とする。

(1) 第5条の規定による補助金の交付の決定

(2) 前号に掲げるものほか、市長が行う手続のうち必要と認めるもの

4 第2項後段の規定は、前項の規定によりオンラインにより行われた市長の通知等を町内自治会等の代表者が受領しようとする場合における本人確認について

準用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第5号

令和4年3月2日

熊本市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市職員の倫理の保持に関する条例施行規則（平成20年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 4 会長は、緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の内容を記載した書面を各委員に送付し、会長が指定する期日までに委員ごとの審議結果を回答させることをもって会議に代えることができる。この場合において、当該期日までに審議結果を回答した委員については、当該期日に会議に出席したものとみなす。
- 5 第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第3項中「出席した委員」とあるのは「会長が指定する期日までに審議結果を回答した委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の規定は、令和4年1月1日から適用する。

規則第6号

令和4年3月9日

熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例施行規則（大正14年告示第34号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項ただし書を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第7号

令和4年3月9日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則（平成6年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表様式第2号の項を次のように改める。

様式第2号	削除	
-------	----	--

別表様式第4号の項を次のように改める。

様式第4号	削除	
-------	----	--

別表様式第14号の2の項を削り、同表様式第29号の項を次のように改める。

様式第29号	削除	
--------	----	--

別表様式第34号の項を次のように改める。

様式第34号	削除	
--------	----	--

別表様式第45号の項を次のように改める。

様式第45号	削除	
--------	----	--

別表様式第52号の項及び様式第53号の項を次のように改める。

様式第52号	削除	
様式第53号	削除	

別表様式第56号の項及び様式第57号の項を次のように改める。

様式第56号	削除	
様式第57号	削除	

別表様式第63号の項を次のように改める。

様式第63号	削除	
--------	----	--

別表様式第73号の項を次のように改める。

様式第73号	削除	
--------	----	--

別表様式第82号の項を次のように改める。

様式第82号	削除	
--------	----	--

別表様式第82号の2の項を削り、同表様式第89号の項から様式第91号の項までを次のように改める。

様式第89号	削除	
様式第90号	削除	
様式第91号	削除	

別表様式第98号の項中「証明書」を「固定資産課税台帳に登録されていないことの証明書」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

様式第14号の2を削る。

様式第26号から様式第28号まで及び様式第29号を次のように改める。

様式第26号から様式第29号まで 削除

様式第34号から様式第37号までを次のように改める。

様式第34号から様式第37号まで 削除

様式第45号を次のように改める。

様式第45号 削除

様式第52号から様式第54号までを次のように改める。

様式第52号から様式第54号まで 削除

様式第56号及び様式第57号を次のように改める。

様式第56号及び様式第57号 削除

様式第62号及び様式第63号を次のように改める。

様式第62号及び様式第63号 削除

様式第73号を次のように改める。

様式第73号 削除

様式第82号を次のように改める。

様式第82号 削除

様式第82号の2を削る。

様式第89号から様式第91号までを次のように改める。

様式第89号から様式第91号まで 削除

様式第96号及び様式第97号中「登載して」を「登録して」に改める。

様式第98号中「登載されて」を「登録されて」に改める。

様式第99号及び様式第100号を次のように改める。

様式第99号及び様式第100号 削除

様式第101号中「登載して」を「登録して」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の市税に関する文書の様式を定める規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規則第8号

令和4年3月10日

熊本市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市火災予防規則の一部を改正する規則

熊本市火災予防規則（昭和63年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の3項を加える。

- 3 前項のタンク検査済証の交付を受けた者が亡失、滅失、汚損、破損その他の理由によりタンク検査済証の再交付を受けようとするときは、タンク検査済証再交付申請書により消防長に申請しなければならない。
- 4 タンク検査済証の汚損又は破損により前項に規定する申請をする場合は、同項の申請書に当該タンク検査済証を添えて消防長に提出しなければならない。
- 5 タンク検査済証の亡失によりその再交付を受けた者は、亡失したタンク検査済証を発見したときは、速やかにこれを消防長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第9号

令和4年3月10日

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（令和3年条例第86号）の施行期日は、令和4年3月17日とする。

規則第10号

令和4年3月11日

熊本市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市補助金等交付規則の一部を改正する規則

熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「(決定の取消し)」に改め、同条後段を削る。

第13条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

(補助金等の返還)

第13条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第14条 補助事業者等は、第12条の規定による取消しを受け、補助金等の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとす。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を請求された補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金等の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第15条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を請求され、当該補助金等又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第11号

令和4年3月14日

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則(平成29年規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表花畑広場テントその他什器デザイン及び製作等業務受託事業者選考委員会の項を削り、同表に次のように加える。

熊本市市民会館前の道路空間再配分における利活用及び基本デザイン検討業務受託事業者選考委員会	熊本市市民会館前の道路空間再配分における利活用及び基本デザイン検討業務に係る受託事業者の選考について審議する。	令和4年3月18日から同年6月30日まで
---	---	----------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓 令 第 1 号

令和 4 年 2 月 1 7 日

熊本市公印に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市公印に関する訓令（昭和30年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表(2)専用公印の表印影印刷専用障がい者福祉相談所長印の項の次に次のように加える。

印影印刷 専用保健 所長印	<table border="1"><tr><td>熊 本 市 保 健 所 長</td></tr></table>	熊 本 市 保 健 所 長	隷書	方 21	1	保健所長名をも つてする印刷物 又は電子計算機 による文書	総務課長
熊 本 市 保 健 所 長							

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

議 会 局

議会規則第5号

令和4年3月8日

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市議会議長 原 口 亮 志

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成20年議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表使途基準表調査研究費の部国内調査費の項備考の欄を次のように改める。

- ・実費を原則とする。
- ・宿泊料の額は、16,500円を上限とする。ただし、身体上の理由等特別の事情により同額以下での宿泊ができない場合はこの限りではない。
- ・現地交通通信費等は、1日当たり3,300円を上限とする。
- ・議長が別に定める額の範囲内で往復航空賃又は往復鉄道賃と宿泊施設利用料を組み合わせた企画旅行（以下「パック旅行」という。）を利用することができる。

別表使途基準表調査研究費の部国外調査費の項備考の欄中「熊本市職員等の旅費支給に関する条例」の次に「（昭和33年条例第22号）」を加え、同部車燃料代の項備考の欄中「実費」を「・実費」に、「月間走行距離に」を「・月間走行距離に」に改め、同部意見交換等での茶菓子代の項備考の欄中「相手方への」の次に「手土産等の」を加え、同表研修費の部交通費、宿泊費等の旅費の項備考の欄を次のように改める。

- ・実費を原則とする。
- ・宿泊料の額は、16,500円を上限とする。ただし、身体上の理由等特別の事情により同額以下での宿泊ができない場合はこの限りではない。
- ・現地交通通信費等は、1日当たり3,300円を上限とする。

- ・議長が別に定める額の範囲内でパック旅行を利用することができる。

別表使途基準表資料作成費の部事務所及び議員控室の事務機器等（パソコン、コピー機、デジタルカメラ、FAX等）の購入の項備考の欄中

「 例) 事務所設置分…デスクトップ パソコン2台、ノートパソコン 1台、コピー機等1台 」	を	「 事務所設置分…デスクトップ パソコン2台、ノートパソコン 1台、コピー機等1台 」
---	---	---

に改め、同部事務所及び議員控室の事務機器等（パソコン、コピー機、デジタルカメラ、FAX等）のリースの項備考の欄中

「 例) 事務所設置分…デスクトップ パソコン2台、ノートパソコン 1台、コピー機等1台 」	を	「 事務所設置分…デスクトップ パソコン2台、ノートパソコン 1台、コピー機等1台 」
---	---	---

に改め、同表広聴費の部広聴会等の開催経費（会場費、印刷費、設営費、人件費、茶菓子代、交通費、駐車場代等）の項備考の欄中「人件費は、市役所臨時職員の単価を基準とする。」を削り、同表人件費の部議員の政務活動のための事務所の事務補助職員の項備考の欄中「・賃金額は、市役所臨時職員の単価を基準とし、賃金に係る税金については、給与支払報告書（市町村提出用）を発行する。」を削り、同部事務補助の短期雇用の項備考の欄中「賃金等は、市役所臨時職員の単価を基準とし、賃金に係る税金については、給与支払報告書（市町村提出用）を発行する。」を削り、同表要請・陳情活動費の部備考の欄を次のように改める。

- ・実費を原則とする。

- ・宿泊料の額は、16,500円を上限とする。ただし、身体上の理由等特別の事情により同額以下での宿泊ができない場合はこの限りではない。
- ・現地交通通信費等は、1日当たり3,300円を上限とする。
- ・議長が別に定める額の範囲内でパック旅行を利用することができる。

様式第3号中

「

期 間
年 月 日 ～ 月 日 (泊 日)

」

を

「

期 間
年 月 日 ～ 月 日 (泊 日)

」

に改める。

様式第5号〔会派用〕中「議員名」を「会派名 経理責任者名」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。